

2014年（平成26年）第4回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2014年（平成26年）4月16日
- 2 通知年月日 2014年（平成26年）4月16日
- 3 開催年月日 2014年（平成26年）4月28日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 大会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

6 出席委員

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 掛谷 典人 | 2番 高橋 誠 | 3番 広江 文男 |
| 4番 稲垣 忠良 | 5番 谷邊 博人 | 6番 村上 三晴 |
| 8番 梶田 富美子 | 9番 平 勝義 | 10番 井上 博僖 |
| 11番 鶏内 淑臣 | 12番 門田 正義 | 13番 淵上 信弘 |
| 14番 鶏内 和義 | 15番 小林 正勝 | 16番 谷本 耕造 |
| 17番 山崎 貫二 | 18番 松井 隆尚 | |

以上17名

7 欠席委員

- 7番 岡崎 昌史

8 その他の出席者

9 事務局出席職員

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 小川 裕司 | 松永出張所 | 藤原 真治 |
| 事務局次長 | 羽原 知洋 | 新市出張所 | 濱野 竜二 |
| 北部出張所 | 藤岡 領子 | 沼隈出張所 | 野宗 英司 |
| 神辺出張所 | 三吉 保之 | 神辺出張所 | 藤井 勝俊 |
| 事務局 | 杉原 信弘 | 事務局 | 平田 純雄 |

以上10名

10 議事内容

午前10時開会

- 事務局長 それでは、ただいまから2014年(平成26年)第4回農地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。
- 部会長 ー 開会あいさつ ー
- 議長
(5番) ただいまから、2014年(平成26年)第4回農地部会を開会いたします。それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。
- 最初に、会議の成立を申し上げます。委員総数18名中17名の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。
- 続きまして、農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号8番梶田富美子委員と議席番号17番山崎貫二委員にお願いします。
- 議事に入る前に、議案の訂正・追加等があれば、事務局より説明してください。
- 事務局 それでは、第4回農地部会議案書訂正取下げ事項の2ページ10番の備考欄4ページの20番と関連を4ページの22番と関連に訂正、3ページ16番貸出譲渡人の番号欄16を17に訂正、貸出譲渡人の番号欄16を18に訂正、これ以下4ページ17番から5ページ28番までが順次2番ずつ訂正、5ページ25番理由欄経営規模拡大を贈与に訂正、6ページ1番が取下げ、11ページ8番農地でなくなった理由及び現在の利用状況欄住宅敷地を作業場敷地に訂正、24ページ17番借受・譲受人住所欄東広島市西条町卸菌字727番地2を東広島市西条町御2014年(平成26年)第3回農地部会議事録議事録菌字727番地2に訂正。
- 以上です。
- 議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。
- 各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。
- まず、東部地区の報告をお願いします。

3 番
(広江)

それでは、東部地区の審議内容の報告をいたします。

東部地区のご報告をいたします。4月22日(火曜日)午前11時より、全委員の出席で行いました。審議した議案は、議案第1号4件、議案第3号8件、議案第5号2件です。

それでは、1ページの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」報告します。

1番と2番は関連がありますので一括して報告します。2番は譲受人が新規就農を図るため親から使用貸借権を設定して借受けるもので、1番は2番の農地には入り口が無いため譲受けるものです。イチジク・野菜等の作付けを予定しています。

3番は、経営規模の拡大を図るため、譲受けるものです。

4番は、経営規模の拡大を図るため、使用貸借権を設定して借受けるものです。

いずれの案件とも、譲受人あるいは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保あるいは購入予定であり、許可妥当と判断しました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、西部地区の報告をお願いします。

6 番
(村上)

それでは、西部地区の審議内容について、報告します。

西部地区では、4月23日の午前10時20分から関係者により、現地調査を行い、午後4時から8階の農業委員室で協議会を開催しました。

委員8名中7名の出席により、議案第1号8件、議案第2号1件、議案第3号6件、議案第4号3件の合計18件について、審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの5番から2ページの12番について報告をします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの5番から2ページの12番について報告をします。

5番は、山手町の譲受人が、同町の譲渡人から、申請地を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

6番と7番は関連案件で、6番は、山手町の譲渡人から申請地を譲受け、7番は、申請地に5年間の使用貸借権を設定して、郷分町の貸渡人から借受け、新規就農して、水稻及び野菜の栽培を行うものです。

8番は、赤坂町の譲受人が、同町の譲渡人から、申請地を譲受け、野

菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

9番は、赤坂町の借受人が、申請地に10年間の使用貸借権を設定して、同町の貸渡人から借受け、新規就農して、果樹や野菜を栽培するものです。

10番は、今津町の譲受人が、神村町の譲渡人から、申請地を譲受け、新規就農して、野菜を栽培するものです。

なお、4ページの20番の案件と関連しています。

11番は、熊野町の法人が、申請地に3年間の賃借権を設定して、同町の貸渡人から申請地を借受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

12番は、瀬戸町の譲受人が、大阪府高槻市の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農して、野菜を栽培するものです。

なお、3ページの15番の案件と関連しています。

いずれの案件とも、譲受人あるいは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保あるいは購入予定であり、許可妥当と判断しました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

次に、松永地区の報告をお願いします。

10番
(井上)

それでは、松永地区の審議内容について報告をします。

松永地区では、4月23日、午後3時30分から関係者により現地調査を行い、午後4時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催いたしました。委員5名全員の出席により、1号議案10件、4号議案2件、合計12件について審議いたしました。

それでは、3ページの13番から4ページの22番について報告します。

13番ですが、本郷町の譲受人が申請地を譲受け、経営規模の拡大を図るものです。申請地には、野菜の作付をする予定です。

14番ですが、本郷町の譲受人が申請地を譲受け、経営規模の拡大を図るものです。イチジク及び野菜の栽培をされます。

15番ですが、瀬戸町の譲受人が申請地に3年間の使用貸借権を設定し、新規就農するものです。申請地には、野菜及び果物の作付をされます。

16番から18番は関連案件です。16番で尾道市の譲受人が経営規模の拡大を図るため持分移転を行い、17番・18番で期間を定めない使用貸借権を設定し、イチジクの栽培をするものです。

19番ですが、藤江町の借受人が1年間の使用貸借権を設定し、経営規

模の拡大を図るものです。申請地には、い草の作付をされます。

20番・21番は関連案件です。柳津町の譲受人が20番で申請地を譲受け、21番で申請地に3年間の使用貸借権を設定し、経営規模の拡大を図るものです。申請地には、野菜を作付されます。

22番ですが、今津町の借受人が2年間の使用貸借権を設定し、新規就農するものです。申請地には、ベトナムの野菜の作付をされます。

いずれの案件も、農機具は確保あるいは調達予定で、問題はないと思われれます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

次に、北部地区の報告をお願いします。

15番
(小林)

それでは、北部地区の審議内容について、報告します。

北部地区では、4月23日の午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から3階の302会議室で協議会を開催しました。委員10名の出席により、1号議案4件、2号議案1件、3号議案4件、4号議案2件の合計11件について、審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページの23番から5ページの26番の案件について報告をします。

23番は、受人が、遠方のため耕作困難となった渡人から、申請地を買い受け野菜等の作付けを行い経営規模の拡大を図るものです。

24番は、農業後継人である受人が贈与を受けるものです。

25番と26番は関連案件です。25番は、使用貸借権の設定を行い経営規模の拡大をし、26番では、高齢で耕作困難となった渡人から申請地を売買により取得し、受人が農業経営の規模の拡大を図るものです。

いずれの案件とも、譲受人あるいは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保あるいは購入予定であり、許可妥当と判断しました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17番
(山崎)

それでは神辺地区の審議内容について報告します。神辺地区では、4月23日午前9時00分から関係者により、現地調査を行い、午前11時25分から、神辺支所 会議棟福利厚生室で協議会を開催いたしました。委

員6名中5名の出席により、議案第1号4件、議案第2号4件、議案第3号2件、議案第4号1件、の合計11件について、審議いたしました。

それでは、5ページ27番について報告します。譲受人がこのたび耕作中の田の南隣接地である申請地、田1筆の贈与を受け、水稻作付し規模の拡大を行うものです。次に29番ですが譲受人が申請地、田1筆を譲り受け、水稻の作付を行い経営規模の拡大をしていくものです。次に30番ですが譲受人が申請地、田1筆の贈与を受け、水稻作付をし規模の拡大を行うものです。

以上の4件はいずれも農作業経験もあり、必要な農機具等も確保されており、問題ないものと思われます。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

ただ今の議案第1号の30件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用すること、機械労働力・技術・通作距離などからみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

また、11番については、農地法第3条第3項第1号に規定する「解除条件付き貸借」の案件で、農地の所有者と「株式会社 吉川」が賃借権を設定するものです。

議 長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。
各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。
まず、西部地区の報告をお願いします。

6 番
(村上)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の8ページの2番について報告します。
沼隈町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。
場所は、ニチエー沼南店の東、約300メートルのところですが、
現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
次に北部地区の報告をお願いします。

15 番
(小林)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の6ページの3番について報告します。
3番は、太陽光発電パネルの設置をするものです。現地調査をしましたが、日照・排水等近隣の農地への影響はないと思われまます。また、農振農用地区域からは除外済です。
以上で、北部地区の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。
次に神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(山崎)

まず6ページ4番ですが、申請人が申請地の田1筆に太陽光発電パネルを設置して売電するものです。
次に5番ですが、申請人が申請地の田1筆を進入路と露天駐車場に転用するものです。なお、申請地は既に進入路と露天駐車場として使用しており、顛末書の提出を受けています。また、申請地は農振農用地区域からの除外済です。
次に6番ですが、申請人が申請地の田1筆に太陽光発電パネルを設置し、するものです。なお、申請地には既に太陽光発電パネルを設置しており、顛末書の提出を受けています。
次に7番ですが、申請人が自宅の増築および倉庫を建築するものです。

なお、すでに申請地は平成3年ごろ居宅が増築され、また倉庫も建築されており、顛末書の提出を受けています。なお、倉庫については今後取り壊し再建築の予定です。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第2号の4番につきましては、おおむね300メートル以内に鉄道の駅が存在するため、第3種農地として判断されます。

その他の案件につきましては、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

全ての案件は、別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決をいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず東部地区の報告をお願いします。

3 番
(広江)

それでは、7 ページの議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について」報告をします。

1 番から 3 番は関連がありますので一括して報告します。コンビニエンスストアの建設のため譲り受けるものです。場所は、国道 1 8 2 号線沿い中原三法堂の向側になります。

つづいて、4 番と 5 番は関連がありますので一括して報告します。譲受人が建売住宅 7 棟を建築するため譲り受けるものです。場所は芦田川自動車学校の西へ 5 0 メートルほどのところになります。

6 番は、譲受人の運送会社が事業拡大のため露天駐車場を開発するものです。場所は、千田浄水場の入り口道路沿いになります。

7 番は、譲受人が太陽光発電パネルを設置するために譲り受けるものです。場所は、銭湯夢の湯の北側丘陵地になります。

8 番は、譲受人が建売住宅 2 棟を建築するために譲り受けるものです。場所は、千田浄水場の入り口道路沿いになります。

議 長

ありがとうございました。

次に西部地区の報告をお願いします。

6 番
(村上)

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 8 ページの 9 番から 1 4 番について報告します。

9 番は、赤坂町の法人が、賃借権を設定して申請地を借受け、従業員用の露天駐車場として利用するものです。

場所は、赤坂小学校の北、約 5 0 0 メートルの河手川沿いのところです。

1 0 番は、瀬戸町の借受人が、使用貸借権を設定して父親から申請地を借受け、瀬戸地区のほ場整備区域内（高浦地区）に分家住宅を建築するものです。

場所は、青葉出版の南西、約 2 5 0 メートルのところではす。

1 1 番は、水呑町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、宅地を拡張するものです。

場所は、コカコーラウエストの西、約 2 0 0 メートルのところではす。

1 2 番は、鞆町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、宅地を拡張するものです。

場所は、平漁港の西、約 2 0 0 メートルのところではす。

1 3 番は、沼隈町の譲受人が、鞆町の譲渡人から申請地を譲受け、宅地の拡張を行うものです。

場所は、沼隈体育センターの北東、約 2 5 0 メートルのところではす。

1 4 番は、沼隈町の医療法人が、賃借権を設定して同町の貸渡人から申

請地を借受け、職員用の露天駐車場として利用するものです。

場所は、山南郵便局の東側です。

なお、9番、10番、14番は、農振農用地区域内のため、同区域からの除外手続きを行い、4月17日に除外が確定しました。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15番
(小林)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の9ページの15番から18番について報告します。

15番から17番は、受人が賃借権を設定し住宅を建築するものです。

18番は、受人が使用貸借権を設定し分家住宅を建築するものです。

以上で、北部地区の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

次に神辺地区の報告をお願いします。

17番
(山崎)

まず9ページ19番ですが譲受人である法人は建設業を営んでおり、このたび申請地の田1筆を取得し、併用地の雑種地248.31㎡と合わせた996.31㎡に周辺で需要のある建売住宅6棟を建築するものです。

次に20番ですが譲受人が自宅の南隣接地である申請地の田1筆に不足している露店駐車場と庭を拡張するため転用するものです。なお、すでに庭の拡張をしているため、顛末書の提出を受けています。また、申請地は農振農用地区域から除外済みです。

以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第3号の10番は、瀬戸地区として昭和27年から昭和30年にかけて、ほ場整備事業により整備された第1種農地です。農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設

置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

18番は、第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、鉄道の駅の周囲おおむね500メートル以内の区域であるため、また、19番は、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、それぞれ第2種農地として判断されます。

その他の案件につきましては、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

全ての案件は、別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長

次に、議案第4号「非農地証明について」を上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず西部地区の報告をお願いします。

6 番
(村上)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の10ページの1番から3番について報告します。

1番は、神村町の申請人が、昭和29年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、福山市西部清掃工場の南、約600メートルのところでは

2番は、内海町の申請人が、昭和49年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、内海小学校の西側です。

3番は、沼隈町の申請人が、昭和45年頃から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。

場所は、沼隈運動場の北、約400メートルの西光寺の裏のところでは

現地調査をしましたが、いずれの申請地も農地性がなく、証明妥当と判断しました。

以上で西部地区の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

次に松永地区の報告をお願いします。

10 番
(井上)

10ページの4番・5番の報告をします。

4番ですが、昭和55年頃から住宅の敷地として利用しています。

5番ですが、昭和25年頃から耕作を放棄していたところ原野となっております。

現地調査をしましたが、農地への復元は困難であり、農地性は無いと判断しました。

以上で、松永地区の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15 番
(小林)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の10ページの6番と7番について報告します。

6番は、昭和62年ころから耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となり現在に至っております。

7番は、平成3年ころから倉庫敷地として利用し現在に至っています。現地調査をしましたが、申請どおり、農地性がないと判断しました。

以上で、北部地区の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。
次に神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(山崎)

11 ページ 8 番ですが、昭和 60 年頃から作業所として使用されているという申請です。現地調査をしましたが、申請のとおり作業所敷地として使用され、農地性が無いと判断しました。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。
議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定いたします。

議 長

次に、議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。
東部地区の報告をお願いします。

3 番
(広江)

それでは、12 ページの議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」報告をします。

1 番です。相続人は子で、一部通路として利用しているため面積を除いています。申請農地は田として利用されています。管理は十分にされており今後も農業を続けていく予定です。

つづいて 2 番です。相続人は子で、一部通路として利用しているため面積を除いています。申請農地は田と畑に分けて利用されています。それぞれ管理は十分にされており今後も農業を続けていく予定です。

以上です。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

質問等もないようですので、それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。続きまして、専決処分あるいは届出等の報告を事務局からお願いします。

事務局

報告事項について、ご説明いたします。

まず、13ページから18ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合は、農業委員会へ届出なければならないとされています。この規定により処理した案件は20件です。

次に、19ページから21ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、22ページから28ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ですが、この規定により処理した案件は、4条が17件、5条が50件です。

内容については、記載のとおりです。

届出書は、添付書類も含め完備しておりましたので、農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で、受理いたしました。

次に、29ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約した場合は、農業委員会へ通知しなければならないとされております。今月は、3件の通知がありました。

次に、30ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島国税局から照会があったもので、公売物件の登記地目が「農地」であることから、農業委員会が現地調査を行い、現況を報告するものです。

現況が「農地」であれば、公売へ参加するためには、入札参加資格として農業委員会が発行する「買受適格証明書」が必要となります。

この報告は、照会の日から2週間以内に行い、その間に農地部会が開催されない場合は、事務局長による専決処分で報告することに

なっています。

現地調査の結果、一筆については、農地性が認められなかったため、非農地として、一筆については、農地性が認められたため農地として報告しました。

以上で報告事項の説明を終わります。

議 長

ただいまの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

よろしいですか。特に発言がないようですので、報告事項について終わります。

以上で、本日の議案の審議ならびに専決処分・届出等の報告について、すべて終了いたしました。

これをもちまして、2014年（平成26年）第4回農地部会を閉会いたします。

なお、来月の農地部会は、5月30日 金曜日の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午前10時38分閉会